

団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしき一びすきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地			
設立年月日	平成 9 年 1 月 14 日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。			
事業内容等	当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（5 施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売			
財務状況 ※直近 3 か年の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	13, 235, 866, 425	13, 532, 507, 859	13, 712, 032, 341
	総支出	13, 056, 105, 675	13, 306, 223, 095	13, 433, 525, 138
	当期収支差額	179, 760, 750	226, 284, 764	278, 507, 203
	次期繰越収支差額	3, 308, 281, 592	3, 759, 649, 724	3, 707, 066, 633

連絡担当者	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
特記事項	

事 業 計 画 書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域の皆様と地域の特性やニーズ等の情報を共有しながら、より魅力的な地域となるように、地域の皆様の活動を支援していきます。

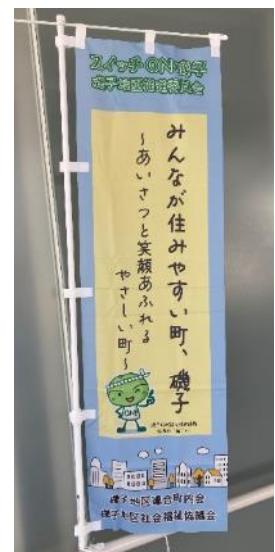
具体的な取組内容としては、次の通りです。

- 1 第4期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」で設定された共通テーマ

- I. 「共に支えあうお互いさまのまち」
- II. 「自分らしく健やかに暮らせるまち」
- III. 「多様性を認め合い 活動が広がり つながりのあるまち」

に基づき、磯子地域ケアプラザは、磯子地区で設定された「みんなが住みやすい町、磯子～あいさつと笑顔あふれるやさしい町」をキヤッチフレーズとして、子どもから、障害者、高齢者の幅広い世代の方々への、「見守り」、「居場所づくり」、「子育て支援」などの実現に取り組んでいきます。現在、実施しているサロンづくり、体操教室、お弁当のお届け、ちよこっとボランティア、介護予防、認知症予防、認知症サポーター養成、こども食堂、小学生高学年への学習支援型集いの場の事業など様々な取組を続けていきます。

- 2 磯子地域ケアプラザの担当エリアの自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ等の既存の団体と付近にある区役所、磯子区社会福祉協議会、地区センター、郵便局、消防署、警察署などの公的機関やJR磯子駅、京急屏風ヶ浦駅、医療機関、銀行などの公共機関等と連携し、協働して様々なネットワークを構築していきます。
- 3 どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「地域の身近な相談者」であることを、機会があるごとに広報します。相談には真摯に向き合い、迅速かつ的確・丁寧に対応します。
- 4 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービスの情報を収集し、高齢者・子育て・障害者支援に関する地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報提供します。
- 5 サービス事業者や医療機関、専門機関とのネットワークづくりに努め、連携して支援が行き届くようにします。



磯子地区
スイッチON
のぼり旗

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

磯子地域ケアプラザの担当地域は、区役所やJR磯子駅に近く、海側は工場地帯が広がり、山側は商店街とマンション、高台には住宅街と新たに大規模開発されたマンション群などそれぞれ特徴を持ったエリアに分かれています。

JR磯子駅から近い国道16号線や産業道路沿いのエリアには、区役所をはじめとする公的機関・施設やスーパー、飲食店などの商業施設が集まり、浜マーケットへも続いています。この生活の利便性が高い磯子駅前の磯子2丁目、磯子3丁目、森1丁目は大半が平坦な地形となっています。

磯子4丁目から7丁目にかけては急坂も多く、標高40メートルを超える地域もあります。また、道幅が狭く見通しが悪い所や、バス停まで距離があり移動に時間のかかる地域が多く存在しています。近くに商業施設や医療機関が少ないエリアもあります。

高台の磯子台には、ホテル跡地の再開発により大規模マンションが建設され、14歳以下の年少人口が18.2%（区内では11.1%）と若い世代が増えており、高齢化率は22.0%でエリア内では最も低くなっています。

臨海工業地帯には、大規模な工場が立地しています。また、区域内には洪水及び高潮浸水区域に指定されている地域もあり、災害に備える必要があります。

エリア内の高齢化率については、令和6年3月末の磯子区全体の28.0%に対して、磯子5丁目は36.9%と担当エリア内で最も高くなっています（区内3位）。続いて高いのは36.8%の森1丁目ですが、65歳以上の一人暮らし世帯数は区内1位となっています。磯子地域ケアプラザエリアの高齢化率の平均は28.8%と磯子区の平均を上回っています。（令和6年3月31日現在）

2 地域の魅力

担当エリア内には、国道16号線が縦断し、平地における交通の利便性が確保されています。沿線には、緊急時の救急対応が可能な磯子中央病院があります。また、JR磯子駅を中心とした地域には、診療所や歯科診療所が開業して、医療サービスが受けやすい地域になっています。JR磯子駅前は、スーパーや飲食店などの商業施設が集まっており、買い物に便利な地域です。

区役所、磯子区社会福祉協議会、磯子センター、銀行、郵便局などの公共機関等があり、住民には利便性が高く、関係機関同士で連携がとりやすい状況があります。

エリア内やすぐ近郊には、鎌倉時代から続く金蔵院や森浅間神社などがあり、歴史的・文化的な伝統が残っています。国道16号線沿いには、かつて海岸線に沿って開けてきた地区と高度経済成長期の埋め立てによって建てられたマンション群の地区がありますが、まちの成り立ちに違いはあっても、お祭りなどの行事をみんなで盛大に行ってきた地力のある地域です。その他、磯子駅前から磯子センターまで続く「いそごアベニュー」は通勤通学の通り道だけではなく、散歩コースや

ベンチに座っての休憩、談笑などいこいの場となっています。磯子地域ケアプラザもハマロードサポートナーとして定期的に清掃を行っています。この清掃は、地域ケアプラザの貸室をご利用される方のボランティア活動の場ともなっています。

また、丘陵地からは東京湾臨海部や房総半島を展望することができ、北部ではみなとみらい地区も臨めるなど景観に恵まれた地域です。豊かな自然に恵まれた久良岐公園にも隣接しています。

令和6年10月に実施した「磯子3丁目団地わくわくフェスティバル」にて『磯子区に住んでよかったですと思うことは?』というアンケートを実施したところ、

「みんな優しい、暖かい人が多い」「楽しいイベントがたくさんある」「緑が多い、海が近い、景色がきれい」「治安がいい」「スーパー、区役所が近い、便利」などの回答をいただきました。

3 地域の課題

- (1) 人口が5,300人を超える森1丁目は、高齢化率が36.8%、65歳以上の人一人暮らし世帯が区内1位(約833世帯)となっています。要介護高齢者の方も多く、今後も増加が見込まれます。支えあいが充実しているマンションもありますが、自治会がないマンションもあり、介護予防拠点を増やしていく必要があります。
- (2) 駅から離れた丘陵地の磯子5丁目は、高齢化率が36.9%と高く、特に前期高齢者の比率が高くなっています。のことから、今後、後期高齢者が増えていくことが考えられ、介護予防拠点の役割が重要となってきます。
- (3) 工業地帯の新磯子町・新森町や埋め立て地に近い磯子2丁目、磯子3丁目の住民や通勤者は、地震による津波発生時の避難方法や経路を目頃から確認しておく必要があります。
- (4) 坂道や階段が多い磯子4丁目や磯子5丁目では、バスの便も少なく、商業施設や医療機関が近隣に少ないため、高齢者や障害者の方にとって外出や買い物などの生活面に課題があります。
- (5) 磯子3丁目を中心に、平地には磯子センター、社会教育コーナー、地域ケアプラザなど、地域の方が活動できる場所が多くありますが、磯子6丁目、7丁目付近の高台には集まる場所が少なく、また手狭な所多いため、体操なども実施しにくい現状があります。
- (6) 磯子駅前から離れた地域では、食料品以外を取り扱う商店が少なく、自動車などの移動手段を持たない高齢者世帯にとっては不便な地域があります。
- (7) JR根岸線に沿って産業道路側の地域と分断されている海側の地域のマンションや住宅では、踏切、歩道橋などの横断する手段がないため、商業施設のあるJR磯子駅の西側に行くには、駅構内を横断しなければならず高齢者や障害者の方に不便をきたしています。
- (8) エリア内全般に地域活動の担い手が少なく、複数の役割をお一人の方が抱えているケース



アンケート結果
(多目的ホール前に
張り出し中)

が多く見受けられます。人材の発掘や養成は重要な課題となっています。

(9) 15 自治会町内会のうち 8 自治会町内会では会館がなく複数の自治会町内会で共有しています。エリア全体に介護予防拠点の確保が要望される中、住民の集える場と担い手の確保は大きな課題です。

4 具体的な取組

(1) 賑わいの創出

ア 令和 9 年は「未来にはばたく磯子 100 周年おめでとう」磯子区制 100 周年となります。この 100 周年に向け、磯子区社会福祉協議会、磯子センターと 3 館合同で「いそごふれあいフェスティバル」をいそごまつりと同日に開催します。

イ 転入される方が多いUR 3丁目団地の中庭にてUR コミュニティと共に催して「磯子 3 丁目団地わくわくフェスティバル」を実施し、高齢者、外国の方に地域と関わるきっかけづくりを行います。開催については、社会教育コーナー等近隣の施設、事業所にも協力していただきます。



磯子 3 丁目わくわくフェスティバル

(2) 出張講座、訪問相談の実施

ア 地域ケアプラザの立地やエリアの周辺状況から、地域ケアプラザを利用しにくい地域があるため、職員が積極的に出向き、体操教室、サロンなどの介護予防事業等を地域の中で開催していくことにより、より「身近な相談者」の役割を果たしながら、地域の担い手確保と介護予防拠点の立ち上げを支援していきます。



浜マーケット
クリスマスイベント

(3) 地域とのつながりづくり

ア 配食サービス「お弁当お届け隊」については、運営支援として、浜マーケットの高木商店（食品提供）、南部ユースプラザ（折り紙作品つくり）、デイサービス（お品書きの色塗り）など様々な形で関われる仕組みを作ります。

イ 歴史ある浜マーケットにて毎年年 1 回イベントを開催し、店舗のつながりや賑わいの創出を行います。

ウ エリア内に 5ヶ所ある「子ども食堂」のそれぞれに運営支援やボランティア探しなどの後方支援を行います。また、新規立ち上げの相談があれば、立ち上げから運営が軌道に乗るまで一つひとつ支援します。

(下・右) 子ども食堂



(4) 災害対策

ア 洪水及び高潮浸水エリアとなっている臨海工業地帯等の災害対策については、区役所と情報共有を図っていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域団体との連携

- (1) 自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員会など既存の組織とボランティア団体などが連携して相互理解を図り、情報を共有することにより、誰もが住みやすい町づくりを進めます。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行います。
- (2) 磯子地域ケアプラザは福祉保健の拠点として、地域の方々とともに「つながりの大切さ」「地域での見守りのネットワーク」を幾重にも広げていけるよう、支援していきます。
- (3) 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図ります。
- (4) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化します。
- (5) 地域ケアプラザを利用し活動されている団体や、登録ボランティアなどの活動を支援し、地域の担い手となっていただけるよう働きかけます。

2 行政との連携

- (1) 区役所高齢・障害支援課と地域包括支援センターで、月に1度カンファレンスの場を設け、地域の高齢者に関する情報共有を行い、課題があった場合には、解決に向けての役割分担を明確にして、協働して支援を行っていきます。
- (2) 区役所こども家庭支援課の「あかちゃん教室」や高齢・障害支援課の「リハビリ教室」の会場として地域ケアプラザを提供し、後方支援を行います。

3 磯子区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会などを通して連携をとっています。
- (2) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制をとっています。
- (3) 権利擁護事業「あんしんセンター」と連携しています。
- (4) 例年 10 月の第 4 日曜日に開催していた磯子区社会福祉協議会の「いそごふくしふesta」、磯子センターの「ふれあいフェスティバル」と当地域ケアプラザの「いそプラまつり」を和 5 年度より「いそごふれあいフェスティバル」として 3 館合同開催することにより、地域の賑わいを創出し、施設間の連携も図ります。

4 医療関係者との連携

- (1) ケアマネサロンで協力医と地域のケアマネジャーとの勉強会を行い、医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い医療との連携を図ります。
- (2) 担当地域の医療機関や薬局等に接点を持ち、ケアマネジャーが連携しやすい時間帯・方法等について情報を収集するなど、医療関係者とより良い関係を構築し、信頼を高めます。
- (3) 地域の病院（磯子中央病院、関東病院、脳卒中・神経脊椎センター）や磯子区在宅医療連携拠点相談室「かけはし」に働きかけ、ケアマネジャー地域住民を対象とした勉強会を開催し、医療との連携を強化します。
- (4) 毎月、産業医から作業環境等について指導や指示を受けるとともに、研修資料をもとに感染症や健康管理などに関するレクチャーを受けて労働安全衛生に活かします。

5 他機関との連携

- (1) 磯子区医師会主催等による区内のケアマネジャー専門職も参加する勉強会（医療情報、介護保険制度等）へ積極的に参加し、情報の共有を図ります。
- (2) 横浜市障害者後見的支援制度を周知するため関係団体等と連携し、講演・講座などを共催することで、地域での理解を深めます。
- (3) 地域ケア会議を主催し、多くの地域の方々や専門職とともに地域における課題を整理しながら、解決方法を検討し、地域にフィードバックします。
- (4) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通じて、連携を深めます。

6 他の地域ケアプラザとの連携

毎月開催の区内所長会、区内専門職の連絡会および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われている専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、より充実した取組が行えるよう努めます。また、区内地域ケアプラザと連携し、自主企画事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めます。

(4) 合築施設との連携について *根岸地域ケアプラザ（市民利用施設との合築の施設）のみ

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<基本理念>

基本理念 1

お客さまの満足

- 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念 2

人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- 職員が誇りと生きがいを感じができる協会を目指します。

<エンゲージメント>

基本理念 3

公正で透明感のある協会倫理

- 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育てくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしてい

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりとお聞きし、そのお気持ちと願いを受けて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

ます。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

<基本方針>

(1) 基本理念に基づいたお客さまお一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

(2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

<事業所>

- ① 地域ケアプラザ (■) 21館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (⌚) 5施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (♥) 13事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (♠) 1事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護 19事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所（21事業所）と老人ホーム（2事業所）を除く

(3) 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

(4) 職員の心身の健康増進に努めます。平成30年9月に「健康経営宣言」を行い、令和6年4月より「横浜健康経営認証クラスAA」の承認を受けました。

(5) 理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



<業務実績>

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和59年12月に財団法人として設立され、平成9年1月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和6年12月には設立から40周年を迎えました。これまで40年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

<社会貢献事業>

(1) 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。

(2) 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と



介護技術動画の公開（法人サイトより）

介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。

<DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進>

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。

(1) 新規採用

- ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止
- イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化
- ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実
- エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保
- オ 管理職経験のあるキャリアの採用
- カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



プリセプター制度



ノーリフティングケア研修

(2) 必要な有資格者の確保と離職防止

- ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助
- イ プリセプターやメンターによる支援

- ウ キャリアアップを意識した人事異動
- エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

(3) 管理職の確保

- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
- エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
- オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

<研修センター主催研修実績>

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行ってています。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行ってています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

4 緑化の管理

空きスペースの植栽や、菜園等により緑化の推進に努めています。

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修につい

ては、状況を確認しながら計画的に区役所と協議を行い適切に対応していきます。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

(1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

(2) 再発防止のための対策

- ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時の対応

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（B C P）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩収集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

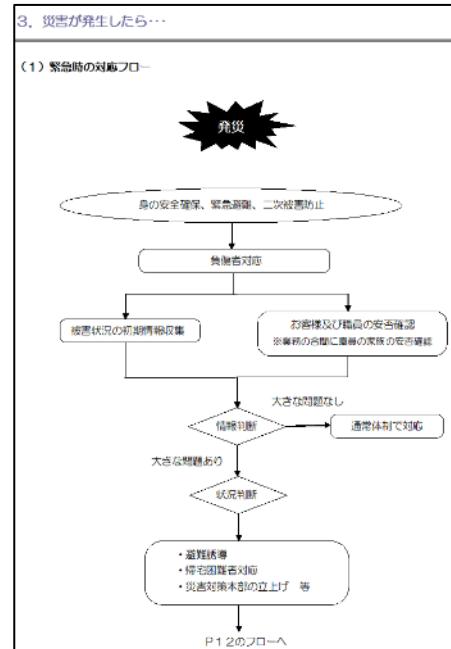
2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えています。



(上)「緊急時の対応フロー」
事業継続計画より

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1 災害に備えるための取組

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の「事業継続計画（B C P）」を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒步30分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えています。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

2 感染症の発生・まん延に備えるための取組

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「事業継続計画（B C P）」を策定しています。事業継続計画に則り、感染症の発生・まん延時においては、法人全体で状況を把握し、法人で統一して迅速に対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的に実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底

1) 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
2) 運営基準の遵守	ア 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 イ 監査法人による会計監査の実施
3) コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
4) 公正中立	ア お客様のご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握 イ 事業所選定に偏りが出ないよう管理

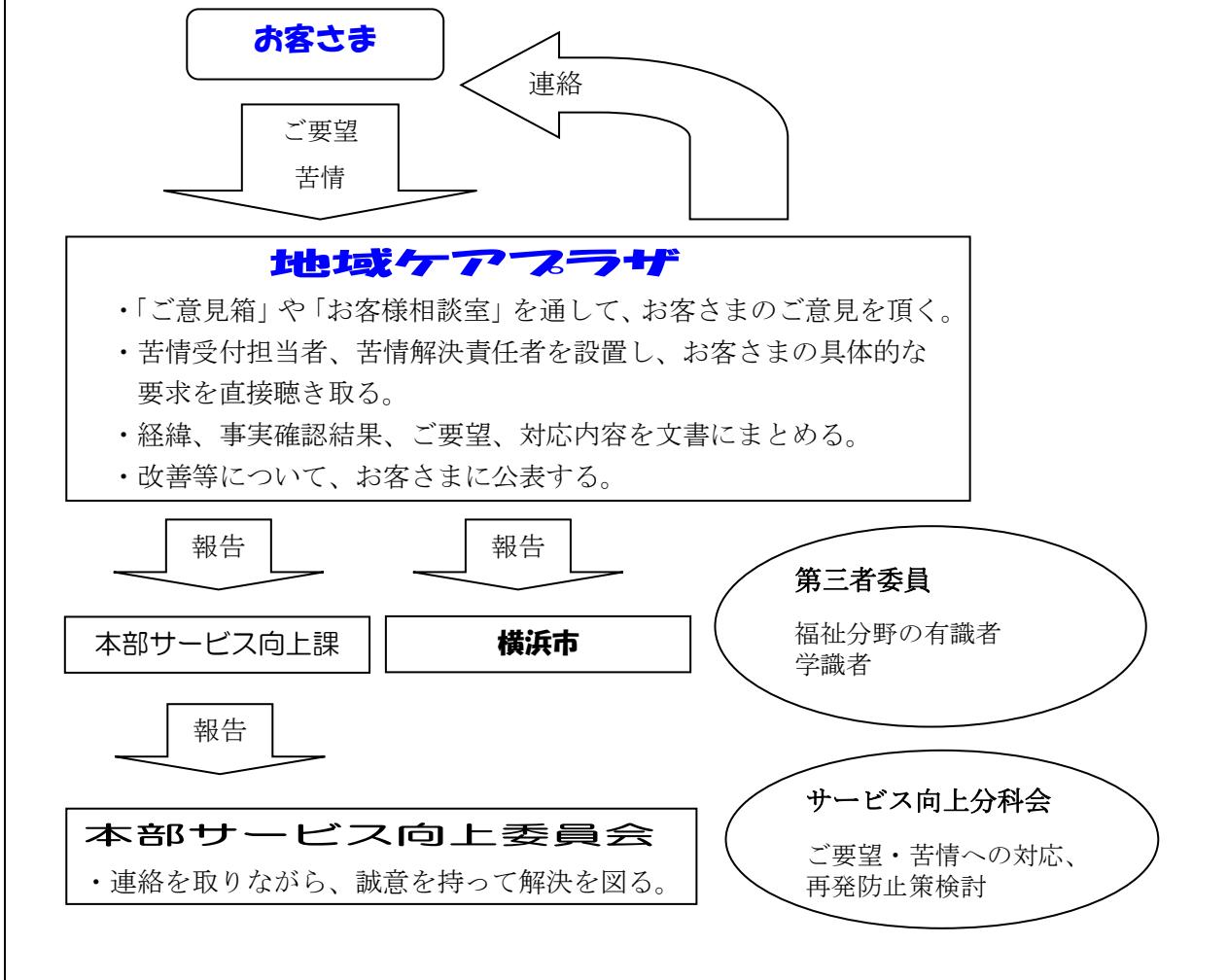
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

1) 要望・苦情への対応	ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 イ お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
2) 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
3) ご意見箱	ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
4) アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
5) お客様相談室	ア お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置

	イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開。
6) サービスの向上	法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

1) 個人情報保護規程の策定	ア 横浜市が制定する「個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規程」を策定 イ 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化
2) 研修	ア 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出 イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施 ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底
3) 個人情報の取扱	ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管 イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理 ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底 オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載 カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通じ、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

1) 情報公開規程の策定と実施	ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」を策定 イ 積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示
2) 情報提供	ア 法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。 イ 横浜市ホームページによる情報提供 市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載

3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

研修	全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底
----	---

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問用には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献しています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

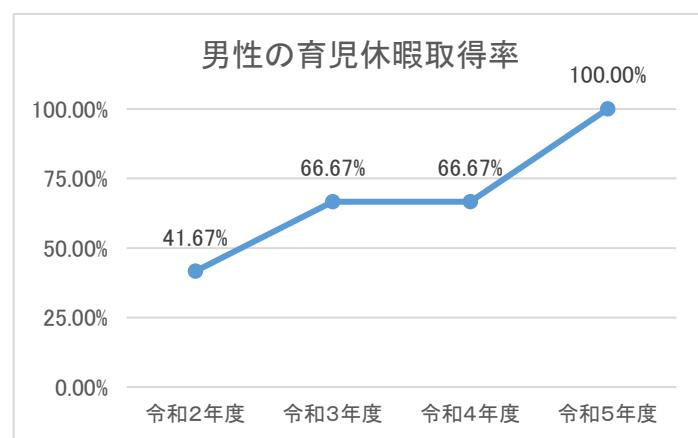
5 環境への配慮

（1）来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。

（2）施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。



女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。

5 事業

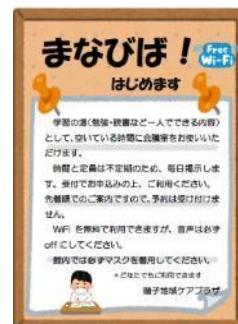
(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 稼働率向上に向けて

- (1) 新規団体の登録にあたっては、福祉保健活動に関わるきっかけづくりをします。また、利用継続が難しい団体へは、新しい参加者を募集し継続できるよう支援します。
- (2) 利用のない貸室については、地域の方が使える自習室「まなびば」として開放します。
- (3) 最も稼働率の低い夜間（18：00～21：00）には、学習支援グループ「ぱるーん」の後方支援を行い、子ども達の学びの場を支援します。



まなびばチラシ

2 効率的な施設貸出の方法

- (1) 施設貸出の空き情報を、館内掲示及びホームページにも掲載し、随時更新を行います。
- (2) 貸室の希望が重なった場合などでも、参加人数規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯を案内するなどの調整を行い、少しでも多くの方に利用して頂けるように工夫します。

3 有益な情報提供

- (1) 各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報紙「磯子地域ケアプラザ便りコスモス」「磯子区版広報よこはま」に掲載し、幅広い年代の方に

情報をお知らせできるよう工夫します。また、「市民利用施設等イベント情報」に随時情報をお載せします。

- (2) 地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、自治会町内会等で、各事業のチラシや広報紙（年4回発行）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図ります。また、地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを設置、掲示します。
- (3) いそごまつりやいそごふれあいフェスティバル等、イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行います。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 様々な方々に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報します。相談には真摯に向き合い、迅速、的確に対応します。
- 2 高齢者に限らず、障害・子育てについての相談窓口を充実させるほか、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供します。
- 3 サービス事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をします。
- 4 窓口や電話だけではなく、自主企画事業や出張講座、イベントなどにおいても相談を受けられるような体制を作り、情報も発信します。
- 5 事業ごとに行うアンケートや、お客さまアンケート、日頃のお客さまとの会話、地域アセスメントなどを通じ、地域の特徴やニーズを把握し、より的確な相談業務に努めます。
- 6 連合自治会町内会や民生委員・児童委員の定例会などの情報の提供と共有を行い、相談しやすい関係を作ります。
- 7 総合相談、支援には職種にとらわれず、他部門とも協力して対応をします。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士、以下「地域包括支援センター職員」という）、所長の6職種（以下、「6職種」という）は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、法人口オリジナルの地域アセスメントシートを活用して地域ニーズを抽出し、地域ニーズに基づく支援を行えるように

努めています。また、通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っていきます。

2 関連施設との連携、情報共有

(1) 自主企画事業の講師選定などで、他の地域ケアプラザや地区センター、区民活動支援センターなど情報交換に努める等連携していきます。また、地域の事業所にも講師を依頼し、連携を深めます。

(2) 磯子センターと磯子区社会福祉協議会と、当地域ケアプラザの3館合同で、「いそごふれあいフェスティバル」を、区のいそごまつりと同日開催します。また、磯子センターとは、お互いの特性を生かし、趣味やボランティア活動につながる自主事業を企画します。



(上・右) いそごふれあい
フェスティバルの様子



(3) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。

(4) 各種ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。

(5) 地域子育て支援拠点「いそピヨ」、保育園、小中学校などとは、福祉教育、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員児童委員協議会、子育て支援連絡会、障害児余暇支援連絡会などの各種定例会、連絡会に参加し情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。
- 2 スイッチON磯子（地域福祉保健計画）を通じて、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働しています。
- 3 「救急医療情報キット」や磯子地域ケアプラザオリジナルの「こすもすホルダー」の周知・

活用により、消防署や医療機関等とのネットワーク構築や連携を強化していきます。

- 4 エリア内のケアマネジャーやサービス提供事業所の連絡会を開催し、事業所同士はもちろんのこと、事業所と地域の関係団体との連携強化にも努めます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 磯子区の区政運営方針「地域の皆さんとともににつくる笑顔あふれるまち・いそご」を念頭に、施策のひとつである「ともに支えあい、健康でいきいきと暮らせるまち」について、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動していきます。
- 2 月に一度、区役所高齢・障害支援課と地域包括支援センターでカンファレンスを行い、地域高齢者情報共有と、課題解決に向けての役割分担を明確にし、支援を実施します。
- 3 区役所こども家庭支援課の「あかちゃん教室」や高齢・障害支援課の「リハビリ教室」の場の提供、後方支援を行います。
- 4 「よこはまシニアボランティアポイント制度」の普及に努めています。
- 5 よこはまウォーキングポイントリーダーを設置し、事業の推進に努めています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向けて、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 1 第4期地域福祉保健計画の区全体計画の推進及び第5期計画策定に当たっては、各会議に参加し、事業所内で共有します。また、必要に応じて地区別計画に反映させます。
- 2 区役所福祉保健センター、磯子区社会福祉協議会と協働し、事務局として第4期地域福祉保健計画の推進及び第5期計画の策定などを行っていきます。また、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。
- 3 自主企画事業を検討する際は、区全体の地域福祉保健計画、地区別計画を意識し、計画の推進に取り組みます。
- 4 地区別支援チームには、所長、委託5部門（6職種）が参加し、地域ケアプラザとして得た情報を全体で共有します。また地区別支援チームであがった課題は、所内でも共有し地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者支援事業、障害者支援事業、子育て支援事業、地域支援事業、ボランティア支援事業の5本柱で実施します。5本柱については、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員が連携し、調整しながら進めます。
- 2 地域の社会資源である地域企業等と協力し、自主事業を企画・実施します。
- 3 事業で実施するアンケート結果や、日常の関わりの中から、お客さまの声を吸い上げ、その地域ニーズを基に事業化できるものを抽出していきます。
- 4 区役所や磯子区社会福祉協議会、区内地域ケアプラザ等の関連施設や地域ボランティア等と協力、連携しながら事業を開します。
- 5 事業参加者が、地域の社会資源として活動していくように、自主活動化に向け支援し、更に、活動が円滑に行われ、安定するまで後方支援します。
- 6 講師の選定において、地域資源を優先し活用します。



わくわく広場
みどりのサポーターと一緒に収穫体験

イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- 1 各自治会町内会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行います。
- 2 高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内します。
- 3 夜間には、地域のボランティアの方が実施している子ども食堂、小学校4年生～中学生を対象とした学習支援事業「ばるーん」を後方支援し、地域の方が参加しやすい体制にします。
- 4 3館共催の「いそごふれあいフェスティバル」やUR コミュニティと共に催の「磯子3丁目団地わくわくフェスティバル」等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に行います。
- 5 当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、こうしたグループの中から、さらに事業の自主活動化を目指す段階へつなげられるよう支援する観点から、活動の場の提供を行います。



ボランティア講座

6 貸室の希望が重なった際などでも、参加人数規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯をご案内するなどの調整を行い、少しでも多くの方に利用して頂けるように工夫します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、子どもから高齢者まで様々な方々が活動できるような取組を行います。

2 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主企画事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人や障害者団体等への支援も積極的に行ってています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持つてくれる人が増加するよう取り組みます。

(1) 育成体制

- ア 地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターが、ボランティア活動に関する相談、情報提供を行います。
- イ 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげます。また、地域での活動の場については、磯子区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行います。
- ウ ボランティア活動を行う前には、その活動に必要なスキルを確認すると共に、さらなるスキルアップを目指した支援を担当職員が行います。

(2) 活動環境整備

- ア ボランティア交流会を実施し、日頃の活動に関しての感謝と労いを伝え、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めます。
- イ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供します。地域ケアプラザの自主企画事業でのお手伝いなど、連携を図りながら、活動の奨励を行います。
- ウ よこはまシニアボランティアポイント事業へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援します。



ボランティア交流会

エ エリア内に5つある子ども食堂の立ち上げ支援を行いました。今後は継続して実施できるよう補助金等の情報提供や担い手の居場所となるよう担い手支援を行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが収集した地域情報は、法人才オリジナルの地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や6職種会議、区役所との連絡会等で活用します。
- (2) 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主企画事業等でも広報し周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を年に4回作成し、地域ケアプラザ自主企画事業やボランティア団体に関する情報提供を行います。
- (3) 回覧板や掲示板を目にする機会の少ない、若い世代や仕事等で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報が伝えられるよう、ホームページを活用し、随時更新します。
- (4) 地域の方に広く地域福祉保健計画を周知するため、地域ケアプラザの広報紙に地域情報などを掲載します。
- (5) 貸館利用登録団体の情報をロビーに掲示し、地域の方が参加できるサークルを紹介します。



(右) 広報紙「コスモス」

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 法人オリジナルの各町別の地域アセスメントシートを作成して、それぞれの町の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。
- 2 各自治会町内会の活動、地域福祉保健計画（スイッチON事業）及び地域ケアプラザで活動している登録団体を載せた「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」を定期的に更新し、地域の方や、事業所にインフォーマルサービスの情報提供を行います。
- 3 関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 磯子区社会福祉協議会が把握している社会資源について情報提供を受けています。丘の上の買物が不便な場所での移動支援として、「食品館あおば」の買物バスや、ファミリーマートの移動販売を支援します。また、フードバンク「浜っ子南」の活動を、地域ケアプラザで定期的に開催できるよう後方支援していきます。
- 2 磯子区基幹相談支援センターと連携し、学習支援「ばるーん」の講師向けに、発達障害の理解への研修を行ないます。また、地域福祉保健計画の地区別の推進会議への参加から、地域への事業所の周知にもつなげます。
- 3 法人オリジナルの地域アセスメントシートを活用することで、地区および単一自治会町内会の潜在的ニーズを把握し、社会資源の情報を整理しています。
- 4 「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」を活用して、インフォーマルサービスの一元化に向けた情報の集約を行うとともに、本格的な活用に向けた働きかけを行います。
- 5 区内の生活支援コーディネーター連絡会等で、企業やNPOの地域貢献についての情報交換を行います。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- 1 「楽しいサロンづくり交流会」を定期的に実施します。そこで出た課題については、多職種で共有し、サロンの担い手とともに課題解決に向けての話し合い（協議体）を実施し、活動が継続できるよう支援します。

- 2 個別地域ケア会議でた課題について、多職種と整理し、必要に応じて包括レベル地域ケア会議(協議体)につなげます。
- 3 地域住民の集まる場(サロンなど)に出向き、積極的に情報交換する機会を設け、自分事として意識していただけるよう積極的に地域の現状を説明し共有します。
- 4 既存の活動との関わりを継続していくとともに、これまで関わる機会の少なかった住民や活動団体とも連携して地域づくりに取り組むことができるよう、関係性の構築に努めます。
- 5 協議体を経て立ち上げ支援を行った、配食サービス「お弁当お届け隊」、介護保険で貰えないちょっとしたお手伝いを、地域のボランティアが担う活動として、「ちょこっとボランティアえがお」を継続して支援します。



楽しいサロン作り交流会

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

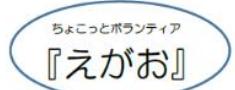
高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 1 駅から離れた丘陵地等にお住いの高齢者は坂道や階段が多く、外出や買い物に不便さを感じています。配食サービス「お弁当お届け隊」については、空き状況を常に把握し、必要な方にお届けできるよう、民生委員や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と連携します。お客さまが地域のボランティアとつながることにより、さりげない見守り活動になっています。また、担い手にとっては、活動の場がその方の居場所となるよう支援します。
- 2 「ちょこっとボランティアえがお」の窓口として、民生委員や地域包括支援センター、居宅支介護支援事業所などネットワークづくりを行い、具体的な支援内容の調整を行います。
- 3 定期的に自由なテーマで企画実施する自主事業企画「こいそ college」をきっかけづくりの一つとして、参加された方へそれぞれの興味関心に合わせた地域活動を案内し、マッチングの支援を行います。
- 4 自治会町内会での見守り活動に対し、会議に出席し、意見交換を行い、継続した活動が行えるよう連携します。
- 5 丘陵地の地域では、住民主体の活動の活性化が必要となっています。地域住民の集まる場として地域ケアプラザ主催の体操教室を開催し、住民主体の活動に移行できるように働きかけていきます。



お弁当お届け隊

- 6 「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」を地域の方やケアマネジャーなどが気軽に活用できるよう支援します。パソコンなどが苦手な方については、直接連絡を取るなどの支援も続けます。



ちょっとした困りごとはありませんか？
いつも笑顔で助けあえる地域をめざして
活動します。
手助けが必要な方、ご相談ください。



問い合わせ先・お申込み
横浜市磯子地域ケアプラザ
「えがお」事務局まで
TEL 045-758-0180
FAX 045-758-0181



(中央・右上) こいそ college

(左) ちょっとボランティア
「えがお」チラシ

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者だけではなく様々な方々に気軽に相談していただけるよう、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集しつつ、必要に応じて適切な機関につなげます。
- 2 介護保険などのサービスにつながらない方については、定期的に連絡を行い、自主活動事業や地域でのイベントなどを案内しつつ、緩やかな見守り支援を行います。
- 3 何かお困りごとがあった際、すぐに確認連絡ができるよう、磯子地域ケアプラザオリジナルの「困ったときの情報ガイド」を作成し、相談・訪問の際や様々なイベント時に地域の方に配布します。「困ったときの情報ガイド」は定期的に内容を更新します。
- 4 遠方のご家族が相談しやすいよう、メールやテレビ電話などのICTも活用します。
- 5 当地域ケアプラザの担当地域は、平坦で便利な地域と、坂も多く交通手段が少ない地域に分かれており、地域ケアプラザへのアクセスが不便な地域もあります。出前講座や出張相談会等で地域包括支援センターの啓発を行い、高齢者が地域包括支援センターへ相談しやすい体制づくりに努めま



困ったときの
情報ガイド

す。電話や来所での対応だけでなく、来所できない人に対しては、積極的に自宅や病院等へ訪問し、相談を受けます。

- 6 区役所や地域の関係者（民生委員など）、ケアマネジャー、医療機関とのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めます。
- 7 地域ケアプラザの特性を活かし、生活支援コーディネーター・地域活動交流コーディネーターと地域包括支援センター職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の方々が認知症について理解を深め、本人、家族を地域で支えていけるよう、地域住民や保健活動推進員、介護事業所等で「認知症サポーター養成講座」を開催します。また、福祉学習の一環として子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、近隣の小学校でも「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症について家族でも話し合いの機会を持つてもらえるよう声かけをしていきます。



劇団「うめ子さん」

認知症サポーター養成講座は、地域のキャラバンメイト（劇団うめ子さん）と寸劇を交えて実施します。

- 2 認知症の方、そのご家族やMC Iの方、地域の方はどなたでも参加できる認知症カフェ「集いのカフェ」を地域のキャラバンメイト（劇団うめ子さん）と地域包括支援センターで行います。その中で行われる講座には地域包括支援センターとして毎回、健康情報、生活のお役立ち情報などを提供します。

- 3 気になる高齢者がいれば気軽に地域包括支援センターに声をかけていただけるよう、地域ケアプラザのパンフレットや横浜市もの忘れ検診の冊子、磯子地域ケアプラザオリジナルの「困ったときの情報ガイド」を地域に配布します。認知症などの相談窓口が地域包括支援センターであることを地域の方に向けて様々な機会で周知していきます。

磯子地域ケアプラザオリジナルの「困ったときの情報ガイド」は定期的に更新します。

- 4 65歳以上の地域住民を対象とした、外出先での緊急連絡先を確保するための見守りホルダー「こすもすホルダー」を周知し、認知症の方を地域で見守り支援する仕組みを広げていきます。また、登録会も実施します。

- 5 認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者等の情報を、区役所・地域包括支援センター及び磯子警察署であらかじめ把握・共有し、行方不明となった際に、迅速な身元の確認を

行い、高齢者等の安全と家族の不安の軽減を図ります。（磯子区認知症高齢者等あんしんネットワーク）

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら、相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門職とも連携して、専門的・継続的な視点から支援していきます。
- 2 「住みなれた地域でできる限り長く暮らしていくよう、自分のことは自分で決める」をテーマに、自主企画事業「いきいきライフ講座」を開催し、成年後見制度や終活について、総合的に学べる機会を作っています。
「いきいきライフ講座」は権利擁護だけではなく、認知症予防や介護予防など多職種と連携し講座を開催します。
- 3 地域のサロン等に出向き、出前講座として権利擁護講座（成年後見制度の周知・「エンディングノート」や「もしも手帳」の普及・消費者被害防止等）を行い、関心の薄い方に対しても、制度理解の促進や注意喚起を行います。
- 4 磯子区社会福祉士連絡会で作成している「磯子区消費者被害瓦版」を活用し、地域住民や介護サービス事業所等に配布し、消費者被害の防止に努めます。また、来館者が見やすい地域ケアプラザ入り口に「磯子区消費者被害瓦版」や「地域安全ニュース」などを掲示し、啓発活動をします。
- 5 介護サービス事業者向けに、区全体で成年後見研修や高齢者虐待防止研修を開催し、早期発見や適切な対応がとれるように連携を図ります。
- 6 高齢者虐待を未然に防ぐため、「介護者のつどい」を開催し、介護者同士が悩みを相談し、情報交換できるようにしています。また、話をするだけではなく、フラワーアレンジメントや外出など養護者自身が息抜きや癒しの時間を持てるようなイベントを行います。



いきいきライフ講座



磯子区消費者被害瓦版



介護者のつどい
フラワーアレンジメント

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 1 地域のネットワーク作りのため、毎月（8月、1月は休会）、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めています。また、連絡会の前に30分ほど時間をいただき、民生委員・児童委員からの報告、相談を受け、連携を図ります。
- 2 年2回（6月、2月）「民生委員・ケアマネ連絡会」を開催しあいの立場と役割を理解してもらった上で、地域の情報交換を行い、顔の見える関係づくりを構築していきます。「民生委員・ケアマネ連絡票」についての周知を行います。
- 3 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、支援困難事例については適宜同行訪問し一緒に考えながら、ケアマネジャーが問題解決に気付きを持ってもらえるように後方支援を行っていきます。また、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討します。
- 4 区役所と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を年2回行い、行政・医療・地域包括支援センターの役割などを新任ケアマネジャーへ説明するなど、継続的に支援していきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、行政、医療と磯子区在宅医療連携拠点相談室「かけはし」と介護との連携を意識した研修を行い、ケアマネジャー支援に努めます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 1 個別レベルの地域ケア会議（年2～3回程度）の事例を選ぶ際は、地域の一人暮らし高齢者の困りごと、認知症対応などの支援困難事例だけではなく、地域の方、民生委員・児童委員、地域ケアプラザ等が関わることで安定することができた成功事例についても取り上げます。
- 2 個別レベルの地域ケア会議を積み重ねていく中で、個々の課題から見えてきた地域の課題については、区役所、多職種（民生委員・児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等）で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議で検討を行っていきます。
- 3 地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、磯子区社会福祉協議会等と協力して、地域の皆様とともに解決に向けて取り組みます。

力 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客様が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応をします。

（1）人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及びOJT研修を実施します。その他、外部研修などにも積極的に参加してもらっています。月1回介護予防支援・介護予防ケアマネジメント会議を実施し、介護保険制度の最新情報の共有や事例の検討など行います。

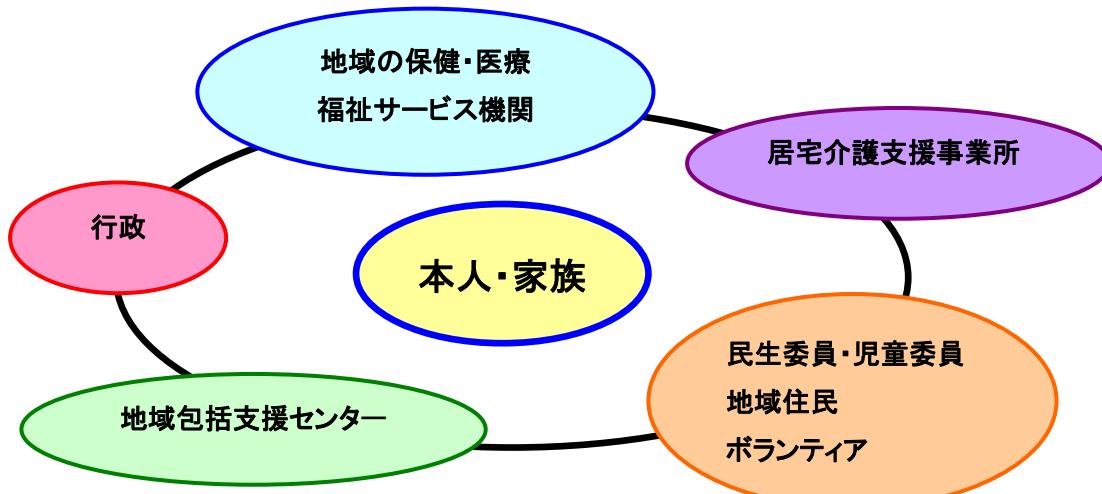
（2）コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防ケアプランを作成します。

（3）居宅介護支援事業所との連携強化

お客様やご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います。また、必要に応じてケアプラン作成のアドバイスを行います。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

高齢者が虚弱になっても、歩いて行くことのできる身近な場所に、健康づくり・介護予防に取り組むことのできる様々な活動があり、そこで人とつながりながら健康的で生きがいのある生活を送ることができる地域を作ることを目標とします。

2 介護予防普及啓発

(1) 地域ケアプラザを利用して、担当地域の全高齢者を対象にした介護予防講座を実施し、介護予防の普及をします。

(2) 健康づくり・介護予防に取り組む場がない地域や、取組を強化する必要がある地域においては、その近くにある会場を使い、連続の介護予防講座を実施し、介護予防の普及に努めます。



フットケア講座



社会教育コーナーではつらつ健康づくり講座

(3) 介護予防講座では、「ロコモティブシンドrome（運動器の状態を維持する）予防」「口腔機能向上」「栄養改善」「フットケア」を実施します。

(4) 認知症高齢者が増加傾向であるため、認知症予防のためのプログラム「コグニサイズ」講座を開催し、継続して取り組めるよう支援します。

(5) 近隣の多くの高齢者が集まる場となっているスポーツクラブとも連携し、介護予防活動をすることで、介護予防啓発やスポーツクラブの地域活動の場を支援します。

(6) 民生委員、連合自治会町内会、区役所、在宅医療連携室、医療機関、在宅サービス機関等と連携して、地域の老人会等へ出向き、講座・イベント等を実施し介護予防の普及をします。

3 地域介護予防活動支援

(1) 介護予防講座の参加者が、健康づくり・介護予防が継続的に取り組める住民主体の場所を確保して、自主運営ができるように生活支援コーディネーターと連携して支援します。



ラジオ体操講座

(2) 自主運営ができた地域のラジオ体操グループについては、運営が継続できるようチラシ作成や講師育成など後方支援を行います。

- (3) 担当地域の全高齢者を対象にした介護予防講座を実施し、介護予防の普及をするとともに将来地域のなかで支援者となる方々の発掘に努めます。
- (4) 保健活動推進員と協力し、地域のサロンやイベントにて体力測定会等を実施し、高齢者の健康意識を高めるきっかけづくりをします。
- (5) 地区で健康づくり・介護予防に取り組む活動をしている担い手を対象にした研修・交流を目的とした講座を生活支援コーディネーターと連携して年1回開催します。また、区役所と連携し、フレイル予防サポートーを増やしつつ、活動の場を支援します。
- (6) 元気づくりステーションの活動を区役所と連携し支援します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 65歳以上の地域住民を対象とした外出時の見守りホルダーである「こすもすホルダー」の取組も6年経過し、登録者が380名（令和6年10月現在）となりました。地域ケアプラザとのつながりの中で、必要時に医療機関、磯子警察署、消防署や家族と連携を取れるようにします。
- 2 区役所と区内地域包括支援センターで「ケアマネサロン拡大版」を年6回開催し、医療、障害、福祉の連携をより強化できるよう努めます。
また、協力医とともに磯子地域ケアプラザ独自の「ケアマネサロン」も開催します。
- 3 個別ケース地域ケア会議を実施し、多職種での専門的視点を活用して課題の洗い出しや解決方法の検討を行います。また、個別ケース地域ケア会議から出た個々の課題から見えてくる地域の課題に対し、地域の関係者や関係団体、区役所、磯子区社会福祉協議会等と協力して、地域の皆様とともに解決に向けて包括レベル地域ケア会議も開催します。
- 4 「磯子区ケアマネ連絡会」には毎月参加し、ケアマネ連絡会の後方支援や共催事業を通じて、区役所、居宅介護支援事業所とのネットワーク構築に努めます。
- 5 レインボーネットワーク磯子にて、磯子区内多職種（医師・歯科医師・薬剤師・病院連携室・訪問看護師・ケアマネジャー・地域包括支援センター・リハビリテーション職・訪問介護員・消防署等）で、在宅生活における医療と介護の連携について検討します。

万が一のお守り！ こすもすホルダー

【登録対象者】 磯子地区港町内会の会員登録、および、

磯子ヶ崎地区港町内会のうちの1丁目地図上に居住する、原則65歳以上の方

「こすもすホルダー」には、登録番号と横浜市磯子地域ケアプラザの登録番号のふたつが表示されています。あなたが外出先などで突然倒れてしまふ場合、登録番号によって、迅速にあなたの住所・氏名の確認ができます。あなたと緊急連絡先やかかりつけの病院を結びつける役目を、横浜市磯子地域ケアプラザが行います。もちろん、認知症の方が行方不明などで緊急に保護された場合は横浜市磯子地域ケアプラザが行います。

ご利用の際の注意および確認について

①申込届の記入及び郵送について

◇登録情報は「横浜市磯子地域ケアプラザ」にて受け、管理します。

（登録、更新料は無料ですが、「こすもすホルダー」代金として1回300円が必要になります）。

◇申込者は、登録本人またはご家族として。

◇登録情報に変更が生じた場合は、速やかに「横浜市磯子地域ケアプラザ」にご連絡ください。

◇緊急連絡先として登録された方は、登録について事前に同意を得て下さい。

②「こすもすホルダー」の使用について

◇「こすもすホルダー」は、登録情報に記載の番号を記載して下さい。

（例：651-1111-2222-3333-4444）

◇複数枚登録する場合は、複数枚購入で下さい。

◇「こすもすホルダー」を紛失・破損した場合には、早急に「横浜市磯子地域ケアプラザ」にご連絡ください。

③個人情報をについて

◇横浜市磯子地域ケアプラザが必要と判断した場合、登録情報を提供先病院、または警察等に必要な範囲で提供いたします。



★こすもすホルダー見本（表・裏面） ★こすもすホルダーは外出

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

居宅介護支援事業という名称は業務内容がイメージしにくいため、「ケアマネステーション」という呼称として、わかりやすく広報をしていきます。

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できるように、地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めます。

地域ケアプラザ内にある居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をします。

また、特定事業所として、お客さまの相談に隨時対応できるよう 24 時間連絡が取れる体制をとっています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めます。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（QOLの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう、公正中立な立場に立ち複数の事業所の紹介を行い、ケアプランを作成します。

(3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客さまやご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めます。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時研修を実施します。また、資質向上のため階層別、課題別、職種別研修を実施します。
- ウ 常に介護ニーズの変化に目を配り、ヤングケアラーや障害者支援、高齢者虐待等に対応できるよう外部研修に参加し、伝達を行います。
- エ 定期的に、法人本部でケアマネジャーミーティングを開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン

作成研修、業務改善等に取り組んでいきます。

- オ 毎週、事業所内で会議を実施し、対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めます。
- カ 磐子区ケアマネ連絡会では、会員登録を行い、研修への参加や勉強会を開いて他事業所との連携を進めていきます。
- キ 地域ケアプラザにおける居宅介護支援事業所であることを踏まえ、主任ケアマネジャーを中心にして、地域のケアマネジャーの質の向上、横のつながりによる相談や協力などが行えるよう、他の居宅介護支援事業所との勉強会を定期的に開催します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

*根岸・滝頭・磯子・新杉田・洋光台地域ケアプラザ（デイあり施設）のみ記載

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

(1) わかりやすい事業呼称

通所介護事業、認知症対応型通所介護事業という名称はサービスの内容がイメージしにくいため、通所介護事業を通所介護「こいそ」、認知症対応型通所介護事業を認知症対応型「ことは」という呼称に改めて、わかりやすく広報をします。

(2) 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

デイサービスは機能訓練をする場ではありますが、2つのデイサービスの特徴を生かし、機能訓練だけではなく、お一人おひとりの居場所となるよう一丸となって運営にあたります。

(3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っていきます。

生活相談員、機能訓練指導員等がご自宅を訪問して生活環境を把握し、自宅での生活自立に結びつく機能訓練を個々にご用意します。

(4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいきます。

法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。令和5年度は、延べ147回の研修に延べ2,692人が参加しました。

その他にも、事業所ごとに必要な知識習得のための研修を企画・実施しており、法人全体では、2,332回の研修を実施し、延べ33,219人の職員が参加しました（令和5年度実績）。

また、ドライバーには安全運転研修を継続して実施していきます。

2 サービスメニューについて

(1) 当法人共通の独自サービスメニュー

- ア 法人才オリジナルの「デイサービス日記帳」を作成し、当日行った機能訓練等をお客さまご自身に書いていただきます。書くことで自然と振り返る機会となり、お客さまが機能訓練に意欲的に取り組めるよう工夫していきます。
- イ 法人才オリジナルの「ちゅーりっぷ体操」をプログラムに組み入れ、実施していきます。
- ウ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望される場合は、ご利用時の写真の提供をしていきます。

(2) 当地域ケアプラザの独自サービスメニュー

- ア 昔されていたことを今も続けられるよう個別ケアを大切にします。
- イ 機能訓練に力を入れ、SDGsを意識した作業療法など個別の訓練を実施します。
- ウ クラブ活動（音楽クラブ・工作クラブ・体操クラブ）を行い、心身の状態に合わせたケアを行うことで、健康維持に効果が得られるようにします。
- エ 季節に合わせた行事（夏祭り、運動会など）を全体で行い、お客さま同士の交流や楽しみながら身体を動かし介護予防に繋がる工夫をします。
- オ 壁面制作が活発で、制作した作品は地域ケアプラザ内に掲示します。地域ケアプラザを利用される地域の方々にとっても好評です。
- カ 地域活動交流と協力し、書道や絵画、浴後のドライヤーなど個人ボランティアの方々や、活動団体（ハーモニカ、フラダンスなど）のお披露目の場として多くの方に来ていただています。人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂きます。
- キ 食事はお客さまの大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけではなく、行事食やバイキング、おやつ作りなど、お客さまに楽しんで召し上がるいただけるような食事の提供に努めます。



秋の運動会



カレーバイキング

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出しています。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出しています。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

1) 自主企画事業	ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収します。 イ 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用しています。
2) 通所介護 認知症対応型 通所介護	食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当しています。材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を行っています。

2 運営費等を低額に抑える工夫

1) 組織的な取組	ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底 イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制 ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減 エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減 オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上
-----------	--

2) 事務の効率化	ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担 イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化
3) 環境への配慮	ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施 イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（予定）によるペーパレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減
4) 省エネルギー対策	ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減 イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減 ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約

**指定管理料提案書
(横浜市磯子地域ケアプラザ)**

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	11,003,482円	11,139,321円	11,290,815円	11,444,371円	11,614,395円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	90,949円	90,949円	90,949円	90,949円	90,949円
事業費	自主事業等にかかる経費(材料費・講師謝金等)	□	1,047,632円	1,061,880円	1,076,321円	1,090,959円	1,105,796円	
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	□	2,619,855円	2,655,485円	2,691,600円	2,728,205円	2,765,309円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	8,868,078円	8,988,684円	9,110,930円	9,234,839円	9,360,432円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円	
施設使用料相当額			-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	
合計			22,327,996円	22,634,319円	22,958,615円	23,287,323円	23,634,881円	
	うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円	

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	27,985,728円	28,324,900円	28,710,120円	29,100,576円	29,539,493円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	504,628円	504,628円	504,628円	504,628円	504,628円
事業費		自主事業等にかかる経費(材料費・講師謝金等)	□	204,410円	207,190円	210,008円	212,864円	215,759円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	□	1,651,096円	1,673,551円	1,696,311円	1,719,381円	1,742,765円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	2,397,569円	2,430,176円	2,463,226円	2,496,726円	2,530,682円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-343,431円	-740,445円	-1,184,293円	-1,634,175円	-2,133,327円
合計				33,156,000円	33,156,000円	33,156,000円	33,156,000円	33,156,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
事業費	自主事業等にかかる経費(材料費・講師謝金等)	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	□	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	/	-772,534円	-865,548円	-959,828円	-1,055,389円	-1,152,250円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	一般介護予防事業に係る経費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市磯子地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入 横浜市支払 想定額	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,327,996円	22,634,319円	22,958,615円	23,287,323円	23,634,881円	
		地域包括支援 センター運営事業	33,156,000円	33,156,000円	33,156,000円	33,156,000円	33,156,000円	
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	
			61,822,996円	62,129,319円	62,453,615円	62,782,323円	63,129,881円	
収入 介護保険 事業収入	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	19,902,684円	20,173,361円	20,447,718円	20,725,807円	21,007,678円	
		居宅介護支援事業	28,528,272円	28,916,256円	29,309,518円	29,708,127円	30,112,158円	
		通所系 サービス事業	149,366,903円	151,398,293円	153,457,310円	155,544,329円	157,659,732円	
			197,797,859円	200,487,910円	203,214,546円	205,978,263円	208,779,568円	
		その他収入	0円	0円	0円	0円	0円	
			259,620,855円	262,617,229円	265,668,161円	268,760,586円	271,909,449円	
支出 内訳	内訳	人件費	191,491,205円	194,095,485円	196,735,184円	199,410,782円	202,122,769円	
		事業費	13,534,884円	13,718,958円	13,905,536円	14,094,652円	14,286,339円	
		事務費	23,942,827円	24,268,449円	24,598,500円	24,933,040円	25,272,129円	
		管理費	19,287,592円	19,549,903円	19,815,782円	20,085,277円	20,358,436円	
		その他	0円	0円	0円	0円	0円	
			248,256,508円	251,632,795円	255,055,002円	258,523,751円	262,039,673円	
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	
収支			11,364,347円	10,984,434円	10,613,159円	10,236,835円	9,869,776円	

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市磯子地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	①	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	②	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	③	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	①	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	②	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	③	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--